

平成二十二年三月十六日受領
答弁第二二二九号

内閣衆質一七四第二二九号

平成二十二年三月十六日

内閣総理大臣 鳩山由紀夫

衆議院議長 横路孝弘殿

衆議院議員鈴木宗男君提出検察庁の各種マスメディアに対する対応のあり方に関する質問に対し、別紙答
弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出検察庁の各種マスメディアに対する対応のあり方に関する質問に対する答
弁書

一及び二について

先の答弁書（平成二十二年三月五日内閣衆質一七四第一五九号）一及び二については、その作成に必要なすべての情報を、法務省刑事局から提出させ、作成したものであり、御指摘のような調査を行う必要があるとは考えていない。

三について

一般論として申し上げます、捜査機関は、特定の週刊誌の記事の内容が個別具体的事件における捜査機関の活動内容にかかわる事柄である場合は、それぞれの事案及び記事の内容に応じて、捜査・公判の遂行に対する支障の有無等を考慮し、必要に応じて抗議をすることを含め、適宜適切に対処しているものと承知している。

四について

一般論として申し上げます、捜査機関は、新聞・週刊誌等の記事の内容が主として個人の特定の見解を

表明するものにすぎないものであるか否かなども含め、それぞれの事案及び記事の内容に応じて、捜査・公判の遂行に対する支障の有無等を考慮し、適宜適切に対処しているものと承知している。

五について

鳩山内閣としては、法務大臣、法務副大臣及び法務大臣政務官は、質問主意書に対して誠実に答弁しており、国民の目線に立って、責任を持って意思決定を行っているものと考えている。